

# 鴨島小学校のきまり

令和6年1月22日改訂

令和6年2月 1日実施

## 1 登下校

- ・ 制服か体操服を着用する。
- ・ できる限り、「なかよし登校」(集団登校)を行う。

## 2 帽子

- ・ 登下校中にかぶってもよいが、視覚や聴覚の妨げにならないものとする。⇒ 安全面に配慮。
- ・ 学習活動では、赤白帽を使用する。  
(授業に加え、学校行事(運動会や遠足)、体育行事(体操発表会、陸上記録会)などを含む。)

## 3 靴下

- ・ 色の指定はなし。
- ・ 運動や通学に適しており、飾りのないタイトなものとする。(運動時に適しているもの。)
- ★ 式典時は、白、黒、紺、灰色で飾りのないもの(ワンポイント可)を着用する。

## 4 靴

- ・ 運動や通学に適しているものとする。
- ・ 上靴については、布地は白の無地とする。

## 5 防寒着

- ・ 上着(ジャンパー)については、体操服の上に着用してもよい。登下校時や休み時間に外で遊ぶ時などに、着用してもよい。ただし、体調が悪い時など例外を除いて、校内では原則着用しない。
- ・ マフラー、ネックウォーマー、手袋についても、同上とする。また、視覚や聴覚の妨げにならないものとする。⇒ 安全面に配慮。

## 6 体育時

- ・ 本校指定店の体操服を着用する。ただし、白のTシャツ(ワンポイント可)、黒か紺のハーフパンツを着用してもよい。
- ・ 半袖の下にアンダーシャツを着用する場合は、白、黒、紺とする。
- ・ ハーフパンツの下にタイツ等着用する場合は、黒、紺とする。

## 7 水泳着 【名札は廃止(現状のままつけていてもよい)】

- ・ 水着は男女とも黒または紺とする。水泳帽を着用する。
- ・ スクール水着または競泳水着とする。(ラッシュガードの色は指定しない。)
- ・ 使用するものは全て、必ずどこかに記名をする。

## 8 制服 【名札は廃止(現状のままつけていてもよい)】

- ・ 男女ともに、制服(ズボンかスカートを選択可)を着用する。
- ・ 白のカッターシャツ、丸襟ブラウス、ポロシャツの上に上着を着用する。

## 9 頭髪

- ・ 原則として、髪は染めない。
- ・ 髪を留める場合は、飾りのないものとする。(色の指定はなし。)